



第二十卷 第三號

(通卷第七十九號)

昭和十年七月發行

研 究

清三朝實錄の纂修(上)

今 西 春 秋

一、實錄纂修の源流

二、太祖實錄圖と武皇帝實錄の纂修

三、太宗實錄の纂修(以上本號)

四、影鈔清太宗實錄殘本其他

五、康熙の世祖實錄纂修と太祖太宗實錄の改修

六、結 言

清三朝實錄の纂修

第二十卷 第三號

四五五

本問題中、太祖實錄の纂修に就いては、已に廿數年前、内藤先生は、「清朝開國期の史料」なる一篇の中に於て、卓抜なる見解と研究方針とを示されたが、其の後を繼いで、稻葉博士も亦研究の歩を進め、二三年前著はされた所の、「塗改本清太祖實錄殘卷及び其年代」と題する論文^②中には、内藤先生以後の發見史料を加へて、精緻な考證を試みられた。民國側に於ても、亦近年相繼いで、夥しい明末清初の史料の發見せらるゝと共に、當然關心は本問題に及び、已に謝國楨や孟森、徐中舒などの諸學者は何れも本問題に關する新出資料の解説並びに研究を進めてゐる。已に今日迄出版せられたものも、「滿洲實錄」「太祖武皇帝努爾哈赤實錄」「太祖努爾哈赤實錄」及び「清太宗日錄殘卷」（史料叢刊第一編所收）「清世祖實錄稿本殘卷」（文獻叢編第一二十輯所收）など數種にのぼり、近くは、かの尨大なる清朝全代の實錄が二三年内に盡く影印出版されようといふ驚喜すべき状態にある。然し乍ら尙混淆錯雜した清初纂修の實錄に就いては、將來の調査研究に俟つ可き幾多の問題が殘されてゐる。此等の調査研究が今後、續々として進展せしめられるであらうことは、豫測に難くないけれ共、然し尙今日に於て從來諸研究の結果に一應の整理を試み、之によつて將來に殘された問題の何であるかを幾分なりとも解明しておかうとの企ては、強ち無用に非ざるを思ひ、敢へてこの小篇を草する所以である。従つて今後、大方の示教と叱正と、而して陸續公刊せらるゝであらう新資料とに俟つて、絶えざる研究補正を私かに期する次第である。

尙、太祖太宗二朝實錄の纂修を考察するに於いて必要缺く可からざる滿文老檔の研究に就いては、近く鴛淵先生の所論の發表せらるゝ筈であり、期して俟つ所甚だ大なるものがある。小篇中、實錄纂修の源流とし、この點に關聯して聊か試みた考察の如きは、單なる臆測に過ぎざるもの、幸ひ何分の御諒察を仰いでおきたい。

① 藝文第三編十一、十二號。讀史叢錄。

② 青丘學叢、第十號。

③ 謝國楨、清開國史料考。孟森、史學第一期所載、清太祖告七大根之眞本研究。徐中舒、集刊明清檔案專號所載、中央研究院歷史語言研究所藏檔案之分析。方甦生、清內閣庫貯舊檔輯刊叙錄、等。其他斷片的の記載は所々に散見する。

一、實錄纂修の源流

抑、清朝修史の源流と考へられるものは、太宗實錄(家藏影鈔順治初修殘卷本による)^①天聰三年夏四月丙戌朔の條に、

上降旨。分文人爲兩班職掌。命大海榜式翻譯明朝古書。筆帖式剛林・蘇開・孤兒馬弘・托布戚四人副之。庫里纏榜式記本朝往來文移。及得失事蹟。筆帖式吳把什・加素哈・胡丘・詹巴四人副之。滿洲文字太祖由心肇造。著爲軌範。上卽位。聰明盛德。復采聞古典故。分清漢文人爲兩班。以歷代帝王得失爲鑑。因以考己之得失焉。

とあるのがその記録に見はれた最初のものの如く、内藤先生はこの記事を以て、滿文老檔の由來に就いて知り得べき實録中唯一のものであるとされ、これによりて天聰三年以後に記録の專職があつたことは知られるが、其以前のこととは明白な記事がない。但し現に老檔の存在する處から考へると、太祖が滿洲字を創立した後、間もなく記録は已に始まつたらしく、天聰三年には、殊に其の翻譯職と記録職とを分任するまで進歩したものと思はれる。」と述べられた。^② 滿文老檔は太祖の丁未（明の萬曆三十五年）以後より現存し、太祖が滿文を創立したのは、その己亥の年（萬曆二十七年）のことであつた。蓋し内藤先生の右に述べられた意は、太祖の滿文創立後、間もなく滿文記録の纂修は起り、之を以て清朝に於ける記録の始まりであるとせられたものの如くである。然らば滿文創立以前、即ち己亥の年以前の太祖實録の記事（それは太祖實録の約四分の一量を占める記事である）は何によつて修められたか。内藤先生は、この點に就いては言及せらるゝ所なく、先生の稱せらるゝ記録とは、思ふに官修の記録といふ程の意であつたかと推察せられるが、然らば官修の記録である所の現存の老滿文原檔は如何にして編修されたものであつたか。

太宗の時代に入つて、常時記録の保存編纂に留意したものであることは、右に引用する所の天聰三年の記事によつて推測に難くないが、更に太宗實録（順治初修殘卷本）天聰五年正月二十五日の條には、
駕幸文館。（中略）問榜式庫里纏所修何書。對曰實録。記上所行事。上曰如此予不宜覽。

と見えてゐる。この太宗實錄殘卷は、後節述べるが如き理由によつて、大體順治初修と認め得べき太宗實錄の殘卷であつて、今日私が見得る限りにあつては、「實錄」なる文字をとめた最初の記録である。然し太宗時に太宗の所行を記して、これを實錄と稱しては、稍當を得ず、果せるかな康熙重修の太宗實錄にあつては、「對曰實錄云々」の個所は、「對日記注上所行事」と改められてゐて、實錄を纂修した様には言つてゐない。太宗實錄が順治に入つて修められたものであることは明瞭である。太宗時に太宗の所行を記録したものならば、これは正しく起居注若しくは、日歷と呼ばれる可き性質のものであつて、唐の太宗が史館に幸し、史臣修むる所の起居注を見せよと迫つたが、史臣は堅辭して之を肯じなかつたとのが資治通鑑に見えてゐる。清の太宗はこの故實を承知し、自ら賢君であることを誇示したものに他なるまい。然しこの種の記録を「實錄」と書き誤つたのも、別に異とすべき程のことではない。抑支那本土に於ける起居注と實錄との發展歴史を顧みるも、本來兩者の間に本質的の區別が存したとは考へられない。極言すれば、皇帝の在世時に同時記録し集積したものが起居注であり、皇帝の崩後、これを改寫すれば實錄となる。唐書藝文志に起居注と實錄とを並記し、之を一括總稱して起居注の名稱を以て呼んでゐることは、このよき證左である。清初の事情も全く之に他ならない。試みに太祖太宗實錄と滿文老檔とを比較するに、その編修過程に於ける相違は兎も角、その體例に於ては、兩者の間に特に區別すべき何物も存しない。類別し得ない所のものを以て、起居注と呼ぼうと實錄と

名付けようと何れでも構はぬ筈であり、又氣付きもしなかつたであらう。さればこそ太宗の前記するが如き編纂手続きによる記録を以て實錄と稱する様なことにもなつたのであらうが、後來是の如き編纂手続きによるものの實錄と稱す可きでないのを知り、之を削除したものに他ならぬであらう。

太宗時代に太宗の記録編纂の行はれてゐたことは以上によつて大體明瞭であらうが、更に天聰六年、楊方輿の條陳時政疏（漢文舊檔所收）中に

一編修國史。從古及今。換了多少朝廷。身雖往。有名尙在。以其有實錄故也。書之當今。謂之實錄。傳之後世也。謂之國史。此最要之事。我金國雖有傍仕在書房中。日記皆係金字而無漢字。皇上卽爲金漢主。豈所行之事。止可令金人知。不可令漢人知耶。

とあるによつても確かめられる。順治初修の太宗實錄に「實錄」と見えてゐるものは、こゝに日記と呼稱せられてゐる記録であるに相違ない。而してこの常時編纂の記録に相當するものが、今の太宗滿文老檔であることも疑ひなかる可く、現行の滿文原檔に處々漢譯の試みを示してゐるものも、かゝる上疏の影響であることを推想し得ぬだらうか。滿文老檔にして已に常時編纂の記録であつたとすれば、新滿文字の發明された天聰六年三月の頃を境として、無圈點文字の記録から有圈點文字の記録へ移及するといふ體裁上の不一致の存することも容易に推測され、而してそれが事實であることも私は先輩山本學士の傳聞によつて知るを得た。『たゞこの傳聞は、崇徳年時の分は有圈點滿文であるとのみで、（天聰七、

八、九年分は老檔缺）その移及年月は尙明確でない憾みがあり、暫く他日の調査に俟つこととせねばならぬ。』

然し又、その編纂方法が、嚴密に起居注作製の如き方法によつたものかどうかには就いては、尙考究の餘地が存しないではない。

内藤先生が乾隆時の改寫と推測せられた奉天故宮の滿文老檔が、果して乾隆四十三年の重鈔に係るものであつたことは、先頃平北故宮内で發見せられた所の一檔案によつて明瞭にせられた。此が大體老滿文原檔の忠實な改寫であらうことは、(一)每所、「原檔殘缺」の貼紙をなし、文意の續かない個所も其儘に残されてゐること。(二)女眞、大金國等乾隆時の漢文修本ならば當然削除さる可き文字も其の儘殘されてゐること。(三)大福金の殉死、太祖弟の幽死等之亦乾隆修定實錄にあつては忌避刪除された記事も詳密忠實に残存してゐること。などから推測し得ると思ふので、これを以て老滿文原檔の纂修様式を推考するわけであるが、今内藤先生の作られた奉天崇謨閣藏滿文老檔目録によると、太宗第十四冊「天聰二年十二月」の後に第十五冊「天聰年間に漢大臣官員等に給せる勅諭」の一冊を、第三十二冊「天聰四年八月より十二月に至る」の後に第三十三冊「天聰四年、滿漢官員等に官銜を加ふる勅諭を給したる檔子、蒙古台吉等に誓はしめたる書、並に差遣はした書」の一冊を、第六十冊「天聰六年十一月十二月」の後に、第六十一冊「天聰年間の檔案六件、年月を記さざるもの」一冊を付する

等、凡て或る年月の年に一括して加纂整理の手を入れたことを思はしめるものが、無いでは無い、謂はば起居注と稱するよりも、猶日歴の名稱を以てすることの適當なるを覺えるものである。日歴とは起居注に加ふるに、各官衙の書類其他を以てして、常時編纂を行つたもので、起居注の如く、其日々の事件を記録してゆくのではないが、其の内容は、起居注より一層廣汎であると考へられるものである。^⑥

太祖の滿文老檔も亦上述するが如き、手續きによつて成されたものであるか。遺憾乍ら記録に徴し得べきものとは、今日迄のところ、何物も見當らない。内藤先生は、滿文の創立後、間もなく記録は始まつたと推想せられたけれ共、その記録と滿文老檔の編纂關係とに就いては如何考ふ可きか、猶明示さるゝ所なかつた様である。

然し乍ら太祖滿文老檔の記事が、その性質上、起居注などとは、かなり相去るものであることは事實であり、又太宗滿文老檔に於けるよりは、もつと明白に、後來纂修の形跡を示してゐる。例へば、己酉の年、二月の項に、太祖が同母弟舒爾哈齊と不和であつた一條を詳細に述べてゐるが、この記事は、「其の後二年、辛亥の年八月十九日に遂に鬱を抑へて卒した。」といふ文句で結ばれてゐる。然るに之に後續する所のものは、己酉年九月及び庚戌年十一月の記事である。或ひは又、癸丑年三月に太祖が長子褚英を幽閉したといふ記事も、「褚英は幽閉後年を逾えて歿した。」とあるが、これも後に、

同年九月以後の記事が續いてゐる。更に又、太祖の崩後、太宗の時代に入つて相當編纂の加へられた痕跡が明瞭な點もある。それは太祖の第九套第七十二冊に於いて、天命十一年八月即ち太祖在世の期を終はり、此の後に更に太祖第十套として、「太祖皇帝の天命年間に記せる年月具備せざる檔子」として九冊から成るものが存するのであるが、思ふに太祖の在世時に太祖の記録が如此く整理されるといふことはあり得ぬことである。

然し又、後來整理加纂のことがあつたとしても、それは、遅くとも天聰六年以前のことではなげらねばならぬ。何となれば、太祖滿文老檔は全部無圈點文字を以て記されてゐるからである。

而して、太祖の老檔にしても、又太宗の老檔にしても、此等が何れも明代の公文書或ひは又高麗箋の裏面等、一種の反古紙を利用して書寫されてをり、其の上、刪改塗抹相當に烈しいもの存するのは、これを以て、公式の記録、尠くとも公式に存置すべき記録とはしなかつた證據でないかと考へられる。今日、最も古い内容を傳へる太祖武皇帝實錄（漢文本に就いていふのであるが）と太祖滿文老檔とを比較するに、兩者の記事の性質内容甚だ接近し、密接不離の關係にあるものであることは想像に難くない。即ち太祖實錄は老檔若しくは老檔編纂に使用した資料を資料とする以外、更に廣く諸資料を捜査付加して編修したものであることが考へられるのである。それは實錄が常に記事の取捨案配に於いて老檔に優るのみでなく、又老檔には見られる諸記録を數多く包括してゐるからである。或ひは老檔

は(太祖の分に就いていふのであるが)實錄の編纂に資せんがため、整理執筆を試みられた所の一種の實錄草稿本ではなかつたか。更に臆測を試みれば、太宗の即位後、記録に對する意識の進歩し明確になると共に、前代の記録整理を始むる一方、又自己の記録の保存に留意するに到つたもの——即ち太祖老檔の整理纂修が行はれると同時に、太宗老檔の編纂は開始さるゝに到つたものではないか。その形體に於て全く一聯である所の太祖及び太宗の老檔が、實はその編纂手續きに於いて、是の如き差異を有するものとは考へられないだらうか——。

如此きは、單なる臆測に過ぎないとしても、然し、滿文老檔を清朝實錄の源流として考究の視野外に置き得ないことは事實である。而して又天聰三年の上諭の中に、實錄纂修の準備、若しくは萌芽とも稱す可きものを認めなければならぬことも確言せられよう。その後四年、太宗實錄(康熙修)天聰七年十月己巳の條に、

諭文館儒臣曰。皇考太祖。欲泐置滿書。(中略)額爾德尼榜式。遂編成滿書。我國初無滿字。額爾德尼榜式爲一代傑出之人也。今也則亡。彼所造之書。義或有在。其後庫爾纏榜式所增。朕恐中有未合。爾記載諸臣。將所載之書。宜詳加訂正。若有譌處。卽酌改之。朕嗣大位。凡皇考太祖行政用兵之道。若不一備載垂之史冊。則朕亦不得爲孝。後世子孫。何由而知乎。

とある。この記事は太祖に關する何等かの記録類が存在したことを語るものであり、必ずしも實錄の

纂修に就いて言ふものではないけれど、その用意の程を窺ふに難からず、翌々天聰九年には、太祖實錄圖が完成してゐる事實に考へて、又看過し難い記載であらう。

滿文老檔に就いて上述する所は、實錄の編纂源流を尋ねんがため、聊か臆測を試みたものに過ぎない。然し滿文老檔纂修の様式年時を究明することは、甚だ重要な問題であつて、例へば乾隆重鈔の老檔中にはあるが、已に太祖の時代から、アマルギヤイシングルン後金國、若しくは女眞國アユシの名稱と相並んで「滿洲部」マンジュロの稱呼の見ゆるが如き、之を如何に解釋すべきか。滿洲の名稱を以て太宗國號創定後の創作乃至偽作であるとすることは、學界の通説であるけれ共、果して爾かく斷じ得るかどうか。私の滿文老檔作製に關して推考する所は、前述の如く、太祖の分は遅く共天聰六年以前にはその整理を終り、太宗の分は大體に於て日歴的の性質を具備したものとし、而して乾隆四十年の重鈔は原檔に忠實改變なきものであつたとするのである。然らば「滿洲」なる漢字の作製年時に就いては兎も角、*manju gurun* の稱呼に就いては、之を早く太宗の國號創定前にあつたものとしなければならぬ。この點に關し矢野先生は、滿洲の稱呼を以て太宗の國號創立以後の作製であるとする通説を排して、

滿洲といふ名稱が清の國號創定以前には部族の名稱としてもなかつたといふことは、單に明人や、朝鮮人の記録に見えないといふだけでは不充分である。金といふ國號があり、また明から與へた建州といふ衛名があれば、明人や朝鮮人としては、この部族を提稱するに十分であらうから、別に部

族の自ら稱へてゐた名稱を詮索してそれを用ゐて呼稱する必要がなかつたとも考へられぬことはない。清の太宗が清の國號を創定し、金の國號を抹削するにつけて、それまで全然なかつた滿洲の名稱を急に考へ出して來たと考へるよりは、既に部族の名稱として知られてゐた滿洲を清以前の國號であつたといひ出したと考へる方が却つて穩當でないか。

との説を主持してゐられるが、^①滿文老檔の編成に關する私の所論は即ち先生の持説を立證するもの他にならぬこととなる。

然し乍ら乾隆四十年の重鈔が果して全く改變なきものであつたかどうか。假令ひ忠實な重鈔であつたにしても原檔の塗改個所迄が寫されたものでなく、訂正文字を採つたものであることは明瞭であらう。若しや *manju sunu* の文字が後來の竄入に係るものである様なきことは無いか。遺憾乍ら、如此き點に至つては、尙確證を以て斷言し得るものを持たない。滿文老檔纂修の様式年時を究明することの必要は、實に是の如き點に存するのであつて、それがためには、滿文原檔に就き、其の體裁より内容に及ぶ嚴密なる檢討を試みるのが今日に於て最も待望される所である。

① 第四節參照。家藏本には、日付の部分が脱落してゐるけれど、康熙修本其他によつて補つておく。

② 清開國期の史料(讀史叢錄一四六頁)。但し先生は傳鈔本實錄の簡略な記事に據られた。

③ 滿文原檔が果して如何なる内容乃至體裁を有つものか。この點に就いて明確な記述あるものが全く見當らない。謝國楨の清開

國史料考には、「天命天聰朝滿文檔冊三十一厚冊」といひ、方甦生の内閣舊檔輯刊叙錄には、「滿文老檔、天命より崇徳元年に至

る。三十七册」と記してゐるが、前者が崇徳年時の分を除外して記さないのは、簡単に有圈點の部分、無圈點の部分と一連に考ふ可きものではない、別種別系統のものであると解釋したからであると思はれ、(後者にも崇徳年の部分が有圈點であると記してゐない)據つて以て山本氏の傳聞の正しいことが推想される。

④ 讀史叢錄一四四頁。

重鈔滿文老檔が、北平故宮存置の分は乾隆四十年に、奉天存置の分は乾隆四十三年に成つたものであること、方誕生の内閣舊檔輯刊叙録中に左の如く論述されてゐる。

歷史語言研究所藏乾隆四十年三月二十日大學士舒赫德等題辦老檔奏本云。

本年二月十二日。發明特內閣大庫恭藏無圈點老檔三十七本。交國史館纂修等官加增圈點。照緊趕辦。陸續進呈。……查老檔原頁共計三千餘篇。今分頁繕錄。並另行音出一分。篇頁浩繁。未免稽延時日。雖老檔卷頁前經裱托。究屬年久糟舊。恐日久摸擦。所關甚鉅。必須迅速趕辦。敬謹尊藏。以昭慎重。

所謂「另行音出一分」即繕錄原檔時於無圈點體者。音出加圈點體一分。而原檔爲加圈點體者。亦別繕無圈點體一分。俾各成全部。本編輯錄之雜項事件檔載。

加圈點老檔正本五包。二十六套。一百八十本。無圈點老檔正本五包。二十六套。一百八十本。

有無圈點草本老檔五包。共五十二套。

此檔兩分均存文獻館。完好無缺。草本爲無格宣紙草寫。冊衣。函帙。均以黃紙爲之。正本爲涇縣榜紙。畫朱絲欄。精寫。冊衣。函帙。均敷黃綾。又盛京崇謨閣亦藏一部。其重鈔年代。較後於此。文獻館藏內閣滿文堂堂諭檔云。

奉阿千中堂諭。現在遼旨再辦老檔一分。恭送盛京。乃派前次辦理之內閣中書興寧。繼善。三官保。達敏。賞保。湖里布。官亮。隆興等八員。上緊趕辦……十月十五日。

此文前有乾隆四十三年六月堂諭一件。後有四十四年正月一件。此日十月十五日。可知爲四十三年。曰再辦老檔一分。亦當爲百八十册。

滿文原稿は乾隆時三十七冊の儘、北平故宮内に現存してゐたが、先頃、南京政府の手許に移された。滿文老檔に就いては、尙集刊明清檔案專號二二二、二二三頁及び謝國楨の清開國史料考補考等参照のこと。

⑥ 明の起居注に就いて(史林第十九卷第四號)

⑦ 滿洲國歴史一六〇頁、一六一頁。

二、太祖實錄圖(滿洲實錄)と武皇帝實錄の纂修

上述する様な次第で、何年頃から實錄の編纂が用意せられたものか、今の所明瞭にするを得ないけれども、天聽九年八月には、先づ實錄の別本ともいふ可き太祖實錄圖が出来上つた。即ち、太宗實錄(康熙修本)天聽九年八月乙酉の條に、

畫匠張倫・張應魁恭畫太祖實錄圖成。賞倫人戸一。牛一頭。應魁人戸一。

とあるものであつて、これが現在滿洲實錄の名稱によつて知らるゝものの原本に他ならないであらうことは、已に内藤先生の推考せられた所であるが、始めて先生が學界に紹介せられた奉天崇謨閣所藏の滿洲實錄の末には、

實錄八冊。乃國家盛京時舊本。敬貯乾清宮。恐子孫不能盡見。因命依式重繪二本。以一本貯上書房。一本恭送盛京尊藏。傳之奕世。以示我大清億萬年子孫。毋忘開創之艱難也。

と記し、國朝宮史續編卷九十七に、

太祖實錄戰圖八冊
八十七圖

乾隆四十六年。高宗純皇帝敬覽乾清宮所藏太祖實錄戰圖。乃盛京舊本。特命依式重繪。一貯尙書房。
一恭送盛京尊藏。

とあり、開國方略聯句詩の注にも同様に、

乾清宮敬貯太祖實錄戰圖八冊。乃盛京時舊本。皇上以尊藏之帙。子孫不能盡見。因於辛丑春。命依式重摹二本。以一本貯上書房。一本恭送盛京敬藏。

とあるから、乾隆四十六年春に太祖實錄戰圖なるものを二部重繪し、其中盛京に送られた一本が、内藤先生發見に係る「滿洲實錄」であるわけである。尤も何故滿洲實錄と標題するに至つたかに就いては記録する所なく、太宗實錄に見ゆる「太祖實錄圖」と清宮史及び開國方略に見ゆる「太祖實錄戰圖」との間にも名稱の相違と言へば言ひ得るものはあるけれ共、現滿洲實錄が、乾隆四十六年の太祖實錄戰圖の重繪であることは疑ひなく、^②且つ此が盛京時の舊本であると言へば、それは太宗實錄記載の太祖實錄圖に相違ないであらう。

乾隆四十六年迄は確かに北京宮内に傳存した筈の太祖實錄圖（或ひは太祖實錄戰圖）も現在はその所傳判明せず、四十六年重繪の滿洲實錄二本のうち、奉天現存の一本は、先年遼寧通志館で影印般行した大形八冊本の原據となり、更に近く日滿文化協會の手でその完本が複製刊行されんとしてゐる。^③

北平に遺存した滿洲實錄一本は今、日本の某處に所藏されてゐる筈であるが、北平には又別に滿洲實錄一本を存し、この書によつて昨年二月、滿洲實錄（國文學文庫第九編）一部が鉛印出版された。この書は圖を缺き内容も漢文のみであるが、只その後記に、

實錄八冊乃國家盛京時舊本。（以下毋忘開創之艱難也迄崇謨閣本の所記に同じ。）茲復命敬繪此冊。貯之避暑山莊。以便披閱。永凜守成。

と書き足されてゐることが、東大の和田教授によつて注意された。これによつて、乾隆四十六年に二本重鈔の後更に一本を熱河備用として作らしめたことが判明し、この一本が北平に現存してゐるわけなのである。山莊用の一本が重繪せられた年時は、今の所他に記録が見當らなくて明確でないけれども、四十六年を去ること遠からざる乾隆中のことであつたことだけは、後記に見て明らかである。熱河本滿洲實錄も崇謨閣本滿洲實錄も、その漢文は全く同一で、これによつて滿洲實錄は同一の三本が作られたものであることを知り得る。

太祖實錄圖が出来上つた翌天聰十年三月辛亥には内國史院なるものが創設された。これは在來の文館を改めて、内國史院、内祕書院及び内弘文院の三院としたその一つである。實錄には、何時文館の設立があつたのか明記がないけれども、清史稿の太宗本記には、天聰三年夏四月丙戌朔に設立された様記載されて居り、かの文人を分つて兩班となした時のことを以て文館設立の始めと解す可きものの如

くである。内國史院の職制は、實錄(康熙修)天聰十年三月辛亥の條によると、

内國史院職。掌記注皇上詔令。收藏御製文字。凡皇上起居。用兵行政等事。編纂史書。撰郊天祝文。及降殿宣讀慶賀表文。祭祀宗廟祝文。纂修歷代祖宗實錄。撰擬擴誌文。編纂一切機密文移。掌記官員陞降冊文。編纂各官奏章。撰追贈諸貝勒冊文。凡六部所辨事宜可入史冊者。選擇記載。撰功臣母妻誥命及印文。一應隣國遠方往來書札。俱編爲史冊。

と定められてをり、實錄の編纂といふことが明文となつて見はれるのはこの時を以て最初とするが、實際には已にこの時以前から編纂事業は起されてゐる。而してこの年十一月には、太祖實錄の成つたことが、太宗實錄(康熙修本)崇德元年十一月乙卯の條に、

太祖武皇帝・孝慈武皇后實錄告成進呈。設大駕鹵簿。和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子・文武各官左右序立。上御崇政殿。内國史院大學士剛林捧滿字。希福捧蒙古字。羅綉錦捧漢字。奎修纂滿洲蒙古漢人筆帖式等。上表進呈。鳴贊官贊排班各排班贊跪。希福剛林羅繡錦捧表。跪于前。筆帖式跪于後。禮部滿洲蒙古漢官各接表文于御前跪讀。表云。内國史院大學士希福剛林率内院滿洲蒙古漢人官員。稽首頓首。謹奏于寬溫仁聖皇帝陛下。臣等欽奉上諭。纂修太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝孝慈昭憲紀德貞順承天育聖武皇后實錄。今以滿洲蒙古漢字編譯成書。永垂萬世。宣畢。鳴贊官贊跪贊叩俱行三跪九叩頭禮。贊退。衆皆退。

と見えて居り、尙これに續いて、文武百官の稱賀、賜宴、史臣の賞與等を記述すること甚だ詳細である。殆んど明制の摸倣ではあるが、その儀禮の堂々たる、帝位を正して間もない太宗として洵に爾かあるかと思はれる。この實錄は後年、開國方略編纂の資料になつたと思はれるもので、^④開國方略聯句詩の注に、

編纂方略。皆本於開國實錄。蓋崇德元年所輯。文直事核。足資垂信。開國實錄係以滿洲蒙古漢字三體共繕。舊藏盛京翔鳳樓。後貯內庫。皇上命於頤和殿之後。建敬典閣。移奉太祖以下歷朝實錄。永世尊藏。

と見えて居り、乾隆の末年にその健在の確められた崇德纂修實錄は、近年再び北平故宮内から續々發見せられた。このうち漢文本は、三四年前活印般行された「大清太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝實錄」四卷本が之に相當すると考へられるもので、孟森氏はその最近發表の「清太祖告七大恨之真本研究」なる論文中に、^⑦

武皇帝實錄。在當時有繪圖之本。據東華錄。天聰九年八月乙酉。恭畫太祖實錄圖成。又崇德元年十一月乙卯。太祖武皇帝實錄告成。今按武皇帝實錄中。稱太宗尙云天聰皇帝。凡兩見。可知其爲天聰間書法。猶漢文向例之稱今上也。崇德元年。本卽天聰之十年。是年四月乙酉改元。圖成固在其先。卽修纂實錄。亦多在天聰時代命筆。

と論じ、漢文武皇帝實錄の崇徳元年以前の編修になることを肯定してゐる。後節太宗實錄纂修考中にも述べるであらうが、この武皇帝實錄は順治中頃に修められたと考へられる太宗實錄よりも更に古拙な點を存してゐる。例へば、太宗實錄では太宗を稱するに凡て漢文用例によつて「上」字を以てしてゐるのに、武皇帝實錄にあつては、天命建元までは太祖を稱し、以後は凡て帝と稱することになつてゐる。其他、固有名詞譯字面の今日見得る限りに於て最も古風であることなどは、周知の事實でもあり、後節觸れる處もあらうから、こゝには述べないが、兎も角今日では、これ以上古體を存した清朝の漢文實錄は無く、太宗實錄所記の如く確かに崇徳元年編纂に係はるものと推定される。北平故宮の實錄庫には本實錄が三部現存するといふが、^⑧其等が何れも體裁等の點に至るまで全く同様のものであるかどうか、詳細は未だ判明しない。

滿文本も同じく四卷本で、北平圖書館に一部と、故宮實錄庫に一部と藏せられてゐる。滿文書籍聯合目錄の解説には、「滿文太清太祖武皇帝實錄。鈔本三卷三冊。(存卷二至卷四)按王先謙東華錄崇徳元年十一月條有云。太祖武皇帝實錄告成。當即係指此書。乃滿文增加圈點後。纂修書籍中成帙最早之鈔本。」としてゐる。蒙文本は、同じく故宮實錄庫に現存の四卷本一部である。(實錄目錄には「六卷一部另下函二卷」とあるから、四卷本と認める。)太宗實錄の記事には何卷本であつたのか記載がないけれども、右の事實によつて、崇徳元年告成の太祖實錄は、滿蒙漢三體何れも四卷本であつたと推定し得

よう。

ところが、この實錄の内容は、實は前年出來上つた太祖實錄圖の圖を除いたに過ぎないものであることが、兩者の比較(尤も漢文の部だけに就いてであるが)に於て言はれる。このことに關聯して和田教授は、滿洲實錄の滿洲文と漢文との間には、可成りの相違があり、殊に、その漢文の譯字面は頗る新しいもので、乾隆改修の「清太祖努爾哈赤實錄」よりも更に新しく、後の「皇清開國方略」の譯字面と頗る相似してゐる。但だ、その内容に於ては康熙修本よりも、所謂崇徳本の「清太祖武皇帝努爾哈赤實錄」に最も近い様であると謂はれてゐる。教授の言に従ひ、先づ二三譯字の對照表を作つて見ると、

乾隆修定實錄

滿洲實錄

開國方略

肇祖 (諱欠)
 興祖 (諱欠)
 包朗阿
 界堪
 加虎
 布庫里山
 布爾湖里

孟特穆
 福滿
 寶朗阿
 齊堪
 嘉虎
 布庫哩山
 布勒瑚里

肇祖 (諱欠)
 興祖 (諱欠)
 寶朗阿
 齊堪
 嘉虎
 布庫哩山
 布勒瑚里

俄。朶。朶。里。
蘇。克。蘇。澹
虎。攔。哈。達
赫。圖。阿。喇
阿。哈。河。洛
尼。麻。喇
章。甲。

鄂。多。里。
蘇。克。蘇。護
呼。蘭。哈。達
赫。圖。阿。拉
阿。哈。和。洛
尼。瑪。蘭
章。佳。

俄。朶。朶。里。
蘇。克。蘇。護
呼。蘭。哈。達
赫。圖。阿。拉
阿。哈。和。洛
尼。瑪。蘭
章。嘉。

の如くなり、滿洲實録と開國方略との譯字面には殆んど差異を見ない。乾隆修定實録は、乾隆四年に、滿洲實録は同四十六年に、開國方略は同五十一年春に成つたのであるから、この結果は寧ろ不思議でなく、開國方略は滿洲實録重鈔時の譯字を採用し、更に意を用ひて鍊る所のありしものであらう。(章甲——章佳——章嘉などの例)たゞ異様なるは肇祖、興祖等を始め、凡て乾隆修定實録以後其の諱を避く可き筈のものが、盡く諱の儘見はれ、而もそれは決して原形を傳へると考へられる譯字面ではない。例へば、覺昌安、塔克世、孟特穆の如き、現在最古の形を傳へると考へられる太祖武皇帝實録では、覺常剛、塔石、孟特木と書かれ、右は康熙改修太祖實録に見はれるかたちと同じ。又太祖を書くに「上」字を以てせず、天命建元までは太祖、それ以後は帝を以て稱して居り、額駙、貝勒、台吉

等乾隆修定實録以後には凡て人名上に付せらるゝこととなつた爵官名も、滿洲實録では、昔の儘人名下に付して書かれてゐるなど、此等は凡て武皇帝實録の様式と同じである。更にこれを記事の内容に就いて見ると、和田教授の指摘さるゝが如く、太祖武皇帝實録其儘であり、古風稚拙な漢文は兩者の間に全く差異を見ない。乾隆修定實録に於て、一と度び削除せられた大福金の殉死記事が再度見はれてゐるが如きも看過し難い著例である。要するに武皇帝實録との比較に於て認められるものは、たゞその個有名詞の譯字面の相違のみである。

是の如き事實によつて推想し得ることは、崇徳纂修の實録が、太祖實録圖の本文を採つたに過ぎないものであること、而して滿洲實録は太祖實録圖の忠實な内容を傳へたものであるといふことである。崇徳告成の武皇帝實録は決して内國史院の創設によつて編纂事業が開始せられたものではない。その本文は實は已に前年、太祖實録圖の名によつて大體の完成を見てゐたものであらう。それではなければ圖も書き様のなかつた道理である。たゞこの實録圖告成の際、その畫工のみが賞せられて、實録に何等變りない本文（漢文の比較によれば）を完成した史官に就いて全く記録さるゝ所なきは、聊か訝しいのであるが、これが實は後の實録完成を俟つ用意の存した所ではなからうか。和田先生によれば、滿洲實録の漢文と滿文との間には、相當程度の差異があると云はれるが、このことは武皇帝實録の漢文と滿文とに就いても全く同様であることが云はれるかどうか。即ち漢文と滿文との相違はあり乍ら、

漢文は漢文、滿文は滿文で兩實錄相一致するものあるかどうか。

漢文が互ひに同様である限り、滿文に於いても亦同様かと思はれるが、或ひはさうでないかも知れぬ。太祖實錄の資料は若干漢文又は蒙文のものであつた他、その大體が滿文のものであつたことは推測に難からず、従つて第一の稿本が先づ滿文で綴られたものであつたらうことは考慮しておかねばならぬとしても、然し實錄編纂の實際的指導的立場にあつたものは、實は漢人榜式ではなかつたらうか。太宗の印璽の如き最も重要な性質を具へたものが、漢文のみであつたといふ事實も、この際充分顧慮に値ひするものではあるまいか。

かくて太祖實錄圖と武皇帝實錄とに於て、その漢文は全く同様であつても、滿文の方には差異がある、即ち後者の滿文は前者の滿文の修正されたものであつて、實錄圖告成後一年有餘の期間はこれのために費やされたものではなかつたかとの推測も成立せぬではなからう。

要するに、太祖實錄圖の圖面を除き、卷數の分ち方其の他に若干の手入れをして告成したものが、崇德纂修の實錄であると考へられる。滿洲實錄中、大福金關係の記事の如きは、當然删除せられねばならぬ筈であつたのに、忠實に原形の殘された原因に就き孟森氏は、これが圖本であつた關係上、圖幅に限る所あり、ために恣まゝなる改削の手を入れ得なかつたものだとしてゐるが、^⑩滿文老檔の重鈔に於けるが如き問題もあり、如斯く簡單に考へ終はせてしまふものかどうか、尙疑ひを存せざるを得

ないが、何れにしても、この種の記事の残されてゐること自體が、原太祖實錄圖の忠實な重鈔であつた一證であつて、私は、只その譯字面に改變が施されたに過ぎず、謂はば、最古の遺物に最新の衣を着せたものが、滿洲實錄の内容であると考へてゐる。

太祖實錄圖乃至滿洲實錄と太祖武皇帝實錄との關係に就いては、大體以上の様な推測が下されるけれども、然し不審は尙色々に殘る。先づ稻葉博士や羅振玉氏の指摘される様に、崇德纂修實錄が太祖武皇帝の實錄と高慈皇后の實錄との二つであつたかの如く記録されてゐる點である。皇后の實錄が編纂されたといふことは、この一例以外に寡聞にして知らず、或ひは皇后の名は太祖皇帝の附加修飾語でないかと思はれるのは、太祖武皇帝實錄・孝慈武皇后實錄と夫々獨立別個の記し方をしてゐないからであるが、然し今日に殘る武皇帝實錄に皇后の稱號を含めてゐないことは、已記の通りであり、又羅氏は、「又知當時太祖實錄外。尙有孝慈武皇后實錄。不知內府尙存當時進本否。其名不載官史諸書。殆入關以後。因歷代無皇后實錄。遂尊藏不復著錄歟。」とし、その或ひは尙內府に遺存するに非ざるやを疑つてゐられるけれども、武皇帝實錄が已に滿蒙漢合して六本から發見せられてゐる今日尙、その片影だに發見されず、不審は依然不審である。

更に又稻葉博士は崇德元年の實錄纂修に關して、「わたくしの不審とする所は崇德元年の實錄は、(一)太祖及び皇后の實錄であり、(二)卷數は分らない。のみならず、この編纂を擔當したところの希

福・剛林の所傳、清史稿、滿漢名臣傳及び先正事略の如き、いづれも、この事實を傳へてゐない。これ等の點より考へて、この實録は、太祖實録の底稿ではあるが、もとより滿文であつた。そしてこの滿文實録は、順治朝にいたる間に幾回か漢文に譯出せられたものではあるまいか。しかしその年代は不明である。最近北京にて活印された武皇帝實録四卷は、多分はこれ等に相當するであらう。」と論じ、^②漢文武皇帝實録の修纂時を崇徳元年とすることを認めて居られない。博士によれば、崇徳元年纂修の實録は滿文のみであつた。或ひは、そうであつたかも知れないが、然し博士の崇徳中に滿文から漸次漢文に移されたとするのは、全く推測に止まり、この推測が成立するがためには、太宗實録中の「太祖實録告成」の記事は殆んど全文否定し去られねばならない。開國方略聯句詩注の記事も誤りであることが明瞭にされなければならぬ、而して又、滿洲實録（或ひは太祖實録戰圖）の漢文も後時の付加になるものであることが言はれねばならない。然し博士は之等の點に關して一言も釋明さるゝ所なく、私は又、太宗實録の所記を否定し、方略の詩注を誤記であるとす理由を持たない。滿洲實録の漢文が後時の付加になりはしまいかといふ點に就いても證據と見る可きものがない。寧ろ今日遺存の實録自體が實際に示す所のものは、此等の諸記録に見はれた所に素直に適從し得るものであつて、敢へて諸記録を否定し齟齬せしむ可き理由を見ない。^③尤も今日遺存の實録が果して崇徳の進本其の物であるかどうかになると、若干の疑惑を生ぜざるを得ない事件があつた。

太祖實錄が康熙の刪改を經、雍正乾隆に互る大改修によつて、今日の所謂定修本が出来上る迄の經路に就いては、何れ序を追うて記述する筈であるが、この最後の乾隆修纂によつて、太祖の大福金殉死に關する清宮祕史の一節が殆んど全部削除せられたことは、最初に内藤先生の發見注意せられた所であつて、乾隆の修本と乾隆以前修本との内容の差異の重要な一例と目されてゐる。大福金殉死の件とは言ふ迄もなく、後の攝政王多爾袞の生母大福金那喇氏に對して、太宗以下の諸子が、その太祖に殉死せんことを強請せる事件である。この事實は太祖實錄の最後に記されてゐるものであるが、實はこの記録は、乾隆帝を待つ迄もなく、已に順治の中頃、一と度び削除されたものであつた。即ち世祖實錄(康熙修本)順治八年閏二月乙亥の條に、

刑部尙書固山額眞公韓岱等奏。按剛林初在盛京。曾犯大罪應死。乃負上寬宥之恩。欲往付睿王。朝夕獻媚。及既附睿王。上有旨。詰問剛林云。爾爲睿王取去乎。抑私往附乎。剛林奏言。原欲將我撥給原主。睿王取去。遂爾留。用巧言訴上。以此詰問剛林。據言附睿王之故。睿王原令我往順永王處。我辭不往。遂隨睿王。是實。以引誘額爾克代青一案。訊剛林。據云。睿王遣之去。故去此處。有何置辨。以擅改國史一案訊剛林。據云。睿王取閱太祖實錄。令削去伊母事。遂與范文柱・祁克格同抹去。後白之和碩鄭親王・和碩巽親王・和碩端重親王・和碩敬謹親王。未經奏上。(この所王氏東華錄には、未經奏聞。擅改實錄。隱匿不奏。罪四とあり、原意を明瞭にしてゐる。)

とあるものである。この奏文は剛林等が睿親王多爾袞の僭逆事に坐した罪を數へたもので、これが爲に、剛林等は終に法下に伏する所となつたが、この奏文中に見える睿王生母のことは、言ふ迄もなく大福金殉死の記事を指すものとしなければならぬ。この殉死記事以外に、大福金に關する記録は、實録中、何も見當るものがないから、若し此記事以外のものを指すものとしたならば、今日崇徳作製と考へられてゐる武皇帝實録は、實は此の時の（假令僅少のことであらうとも）刪改を経たものであるわけである。然し乍ら、刪除されたのは矢張り殉死記事であつて、而もそれは事件發覺後、直ちに又修復されたと考へられる。何故ならば、この刪去は剛林等の罪狀の一つに數へられる程のもので、本來記録されてゐなければならぬのであつたからである。かくて康熙改修時にも、その記事の刪除を必要と認めず、其の儘保存されたのであるが、然し乾隆帝の大改修によつて終にこの記事の抹殺が決定されたのであつて、之は攝政王の名譽のためといふより、寧ろ清朝自體の名譽のためなる自覺の故になされたものであらう。乾隆四十六年重鈔の滿洲實録に三度びこの記事が現はれてゐることに就いては、又別個の問題として考察せねばならぬ。

この剛林等の手によつて刪去された記事が、修復されたといふ明證は、今の處見當らないが、然し世祖實録順治十二年二月丁卯の條に、

内翰林國史院侍讀黃机言。自古仁聖之君。必祖述前諱。以昭一代文明之治。年來纂修太祖太宗實錄

告成。(以下略)

とある中に見ゆる年來纂修の太祖實錄告成とは、或ひは太祖實錄の修復纂修を指すものでないかと疑はれるのであつて、現存の太祖武皇帝實錄に皇后の名を具へてゐないことも、或ひはこの修復重鈔の際の作用ではなからうか。

尤も年來纂修の語は、只莫然と崇徳時の纂修を含めていふものと考へても支障はないのであるし、剛林等刪改の事實があつたことだけは、その事件の性質上先づ認めなければならぬにしても、それは修復事業といふ程大がかりなものを必要とはしなかつたであらうとも考へられる。剛林等が祕かな手を入れ得たのも終末の二三葉のことに過ぎなかつたからで、修復も亦その二三葉だけでこと足つたであらう。假令ひ全體に互る修復があつたにしても、今日傳存の實錄の内容は決して順治中頃のものではない。(太宗實錄纂修の項參照) 明らかに、それ以前のもので、それ以前とすれば、之を前述するが如き理由を以て、崇徳元年纂修のものとするのが至當と考へられる。

① 讀史叢錄二一〇、一一二頁。

② 滿洲實錄の後記によつても疑ひないが、滿洲實錄も八冊八十七圖より成り、太祖實錄戰圖と同冊同圖數である。

注意すべきは「滿洲實錄」なる標題名であつて、如何なれば、かゝる名稱に變更するに至つたものか。記録には見當らないが、この題名が乾隆重鈔時の附典になるものであることは疑ひなかる可く、然りとすれば、かの滿洲國號を(特に本實錄の重鈔四年前、乾隆四十二年、滿洲源流考の卷頭に於て)強調せる乾隆帝の意圖の這間にも窺ひ得るもの存するのではあるまいか。

帝の眞意の果して那邊にまで、滿洲なる名稱を考へたものであるかは、猶推知し難いが、滿洲實錄なる名稱を以て單なる思ひ付きに出たものであるとは受け取り難い。

③ 滿洲實錄は滿蒙漢の三體で修められてゐるけれど、通志館本には漢文だけしか探つてゐない。日滿文化協會によつて影印刊行される清朝實錄は所謂定修本を採るのであつて、太祖實錄の如きも乾隆四年最後の定修本を採るのであるが、この滿洲實錄だけは、特に加へて影印出版されることになつたもの由で、もとより今次のものは滿蒙漢三體共影印される。

④ 謝國楨氏の清開國史料考卷一に「滿洲實錄圖乾清宮尙存貯一部。爲內監盜出。僞於貢桑諾爾布貢氏。復轉鬻於日本矣。國中史料日以流亡。惜哉。」と慨嘆してゐるけれど、我國に入つてこそ、その未來永劫の紛失を防ぎ得たことを喜ばねばならぬ。

⑤ 和田先生は昨年五月の史學大會に「滿洲實錄に就いて」と題して講演發表され、當時私も拜聽の榮に浴したが、その講演要旨は史學雜誌第四十五卷第七號に掲載されてゐる。

⑥ 開國方略は後代改修の實錄に基いたと考へる人もあるが、それは單に内容のみを見て、この詩注に注意されぬからではあるまいか。

⑦ 史學第一期所載。

⑧ 北平故宮實錄目錄。

⑨ 史林第四十五編第七號。

⑩ 史學第一期三頁(清太祖告七大恨眞本研究)。

⑪ 稻葉博士「塗改本太祖實錄殘卷及其の年代」(青丘學叢第十號所載)。

⑫ 羅振王氏、「滿洲實錄圖跋」(遼居雜箸丙編所載)。

⑬ 注⑪と同論文。博士は、「太祖武皇帝・孝慈武皇后實錄告成進呈。命禮部官設宴于內國史院。宴畢。賜內國史院大學士希福・剛林各影鞍良馬一匹銀五十兩。諸學士銀兩有差。」といふ記事を引用して立論の基とせられた様であるが、この記事は、清三朝實錄探要中に見える簡略な記事であつて、太宗實錄の記事の詳細なるには比較にならない。博士は、實錄の記事を見索せらるゝ

ことなかつたがために或ひはこの結論に至られたものではあるまいか。御教示を仰ぎ度い。

⑬ 天聰十年四月己卯、大貝勒代善及び内外諸貝勒文武羣臣共が太宗に帝位に即かんことを請うた時、その上表は、滿、漢、蒙、漢の三通であり、多爾袞が滿字表文を、土謝圖濟農巴達哩が蒙字表文を、孔有徳が漢字表文を捧呈した。(太宗實錄による)。このことも、實錄が三體で修められてゐたことを考へしむるに有力なる事實である。

三、太宗實錄の纂修

太宗實錄の纂修を考ふるには、併せて順治朝の記録制度にも一瞥を與へておくのを便宜とする。

清の制度一般が殆んど明制其儘の踏襲であることは云ふ迄もないが、記録編纂の制も順治年代に入ると共に、明瞭に明制の模倣であることが觀取される。清史稿剛林傳に、

是年(順治六年)。(剛林)疏言。臣工章奏。天語批答。應編輯。以垂法戒。備章程。爲纂修國史之用。

請令六科。每月錄送史館。並命翰林院分任編纂。報可。

と見えてゐるが、之は萬曆の始め張居正工夫する所の制度であつた。^① 史館といふは、內翰林國史院のことなる可く、順治二年、翰林院を裁して內三院に歸せしめ、內翰林國史院、內翰林祕書院、內翰林宏文院と稱することとなつた。然し剛林奏請する所の編纂制度の運轉は、暫時にして休止するに到つたので、そのことは世祖實錄(康熙修)の順治十二年正月甲寅の條に、

詹事府詹事梁清寬言。前代設起居注。專記人主嘉言善行。垂法後世。又設六曹館。備潤六部本章。

備修實錄。前于順治六年。曾經舉行後。因各官出差。暫時而止。今若不及時編纂。何以得成完書。祈復設專官。官各修厥職。以備一代之大典。下所司知之。

と見えてゐる。方甦生は先頃出版された「清内閣庫貯舊檔輯刊叙録」中に、この間の顛末を論じて、六曹章奏之編纂。似爲時甚暫。康熙會典卷一百五十五。編纂六曹章奏一條下注「後停止」三字。未著停止年代。然順治十年已有六科史書。似編纂章奏已經停止。歷史語言研究所藏有内院堂諭稿一紙文云。

順治八年十一月二十九日奉中堂諭。纂修太宗實錄爲第一差。六曹章奏爲第二差。修史爲第三差。從可推知編纂章奏。當爲順治六年至八九年間事。六曹章奏之編纂既停。繼之者爲六科史書。蓋僅由六科鈔錄章疏。不卽加編纂也。

と述べ、順治八九年にして、この制度は止んだものとしてゐる。方氏の記述する所によれば、六科が史館に録送した所の底冊を録疏或ひは録書といひ、内院翰林のこれを編纂成籍したものを六曹章奏と謂ひ、而して録疏は六科史書の濫觴をなすものであるといふが、六曹章奏と謂ひ、六科史書と稱するも、畢竟、若干編纂の手が加はつてゐるかゝらないかで、その本質的な差異には大差ないもの様と思はれる。内閣舊檔輯刊第五編に掲げられた「六科史書存佚對照表」によると、順治代の分は、順治十年から順治十八年まで、殘缺を除いて七二五冊の六科史書が現存する様記されてゐる。

然し、翻つて思ふに、この制度の濫觴は、實は已に太宗時代に發するものであることを認め得よう。太宗實錄、天聰十年三月辛卯の條に記載されてある内國史院職制の全文は前節に引用したが、この中、特に注意されるのは、

凡皇上起居用兵行政等事。編纂史書。

編纂各官章奏、

凡六部所辨事宜可入史冊者。選擇記載。

一應隣國遠方往來書札。俱編爲史冊。

等の文字である。但しもとより、こゝにいふ史書なるものが順治以後の六科史書如きものに相當するといふのではない、史書と史冊と、如何程迄の意に於て書き分けられてゐるのかも明瞭でないが、ただ、こゝに列擧せられた様な内容の編纂物が實際或る程度まで作られたものであることは、今日遺存する所の「各項稿簿」「朝鮮國王來書」「奏疏稿」等を始めとし、近年北平故宮中に發見せられた所の、

禮部送到滿文檔子

十八件崇德三年二月一件四年正月十一件九月三件十二月二件八年十一月一件

兵部送到滿文檔子四件

崇德五年正月

刑部送到滿文檔子三十一件

崇德四年正月二件二月三件六月七件七月七件八月三件九月四件十月一件十一月二十件十二月二件

理藩院送到蒙文檔子二件

崇德四年

等の遺存文獻に徴し大略推知に難くあるまい。稻葉博士も亦、太宗の崇徳元年三月、内國史院創設の際の職制記事を引用し、「編纂一切機密文移といひ、編纂各官奏章といひ、これらは前に述ぶところの崇謨閣老檔(滿文老檔及び漢文老檔)に相當するものの編修であつた。而してそれら老檔の整理によりて、實録は按排される順序である。」と言つてをられる。^③但だ然し、この種の記録と所謂、太宗滿文老檔との編纂關係が如何あつたのか、猶明瞭であるとは言はれない。内國史院の職制中、特に滿文老檔の編纂を指して明確であると考へられるものはない。恐らく史院の職制中に見はるゝ如き一切の種類の記録類を總合し、適宜に取捨選擇して編纂を試みたものが、滿文老檔であらうとは推測されるが、その結論は今後、滿文老檔と其他一切檔案類との詳細なる比較點檢に俟つ可きものである。

滿文老檔の性質は、猶明らかでないとしても、然し要するに稻葉博士の指摘さるゝが如く、上述するが如き記録檔案類の整理按排によつて、太宗實録が編纂されたものであることは謂ふを須ぬ所である。

記録によると太宗實録の纂修は二度起されてゐる。即ち、その最初は、世祖實録(康熙修)、順治六年春正月丁卯の條に、

纂修太宗文皇帝實録。命大學士范文程・剛林・祁充格・洪承疇・馮銓・審完我權充總裁官。

と見ゆるもので、^④その第二回は、同じく世祖實録(康熙修)順治八年十二月戊辰の條に、

內院大學士希福等奏。恭惟。我太祖武皇帝開創豐功。太宗文皇帝嗣位。纂成實錄。功德昭如日月。用垂後世。太宗文皇帝德業弘遠。益擴丕基。必備載史冊。永爲法。則始明。我皇上孝思。且皇上躬親大政以來。事々格遵太宗心法。纂修大典尤不可緩。謹請。皇上勅行期于速竣。則太宗功德彰于永久。而皇上承先之志彌光矣。伏乞。特頒勅諭行臣等衙門。纂修應用官員人役。臣等另疏具奏。其公費錢。乞勅下該部。察例奏請。報可。

と、希福等の實錄を纂修せんことを請ふ旨の奏上をしてをるものであり、翌九年正月には希福等を總裁官とする實錄纂修の命が下つた。即ち世祖實錄順治九年春正月辛丑の條に、

纂修太宗文皇帝實錄。以大學士希福・苑文程・額色黑・洪承疇・寤完我充總裁官。學士伊圖・馬爾都・蘇納海・蔣赫德・劉清泰・能吐・葉成格・圖海・白色純・胡統・虞成克・鞏張端・充副總裁官。侍讀學士麻祿代・亢得時・畢里克圖・托說素諾穆。侍讀鄭庫・納馬西塔・叟塞查穆素・王鋒・周有德・弼禮克圖・穆成格・蘇祿穆塞稜。侍學學士李呈祥。侍讀岳映斗。侍讀傳以漸編修。王炳昆・黃志遴・法若眞・夏敷九・王一驥・王紫綬・單若魯・爲纂修官。賜希福等勅曰。朕惟帝王撫運膺圖。經猷建極。肇一代之興。必垂一代之史。以勤揚于後。此誠要務也。我太宗文皇帝安內攘外。在位十有七年。其武功之盛及號令賞罰。宣布訓誥。爾等供稽實成編。毋誇以失實。毋偏以廢公。毋忽以致遺。毋玩怠以玩歲。祇勤夙夜。以亟成一代之典。稱朕意焉。

と見えるものであるが、この間不審なるは、順治八年十二月の希福等の奏請、並びに翌九年正月の上諭のうち、前回纂修の實録との關係に就いて何等言及する所なく、宛かも始めて纂修に就かんとするものの如く見えることである。清史稿列傳並びに清史列傳によつて、前記總裁官等の實録纂修に關した記事を求めると、

范文程、

(順治)六年正月充纂修太宗實錄總裁官(清史列傳)

剛林

(順治)六年充太宗實錄總裁(清史稿)

(順治)六年充纂修太宗文皇帝實錄總裁官(清史列傳)

祈充格

(順治)六年充太宗實錄總裁官(清史稿)

(順治)六年充纂修太宗實錄總裁官(清史列傳)

洪承疇

(順治)六年充太宗文皇帝實錄總裁官(清史列傳)

馮詮

(順治)六年充太宗文皇帝實錄總裁官(清史列傳)

寧完我

(順治二年)及三年六年並充會試總裁又命監修太宗實錄譯三國志洪武實訓諸書(清史稿)

(順治)六年……又充纂修太宗實錄總裁官(清史列傳)

希福

(順治)九年二月充纂修太宗實錄(清史列傳)

額色赫

(順治)九年充纂修太宗文皇帝實錄(清史列傳)

(年時無記入)修太宗實錄輯太祖太宗聖訓(清史稿)

の如きものが抽出し得られ、順治六年並びに九年兩次の太宗實錄纂修に關して、相當多數の記録が存する様であるが、實は此等の記録は單に實錄所載の記事を分割案配したものに過ぎぬと思はれ、據つて以つて實錄の兩次纂修に關し何等の關係をも辿り得るものではない。剛林、祁充格等が睿親王の反逆事に坐して罪せられたことは明瞭であるが、然し單にそれだけの理由を以て改めて第二次の纂修に着手したと思はれない。殊に第一回總裁官の多くが又第二回の總裁官たるに於てをやである。

然らばこの間の顛末を如何に解す可きかといふに、私は次の如き理由を以て、太宗實錄は順治九年

に始めて編纂を開始したものであらうとする。先づ注目されるのは、

徐中舒氏が「内閣檔案之由來及其整理」^⑤といふ一篇中に、天聰六年の楊方輿の條陳時事疏中、例の漢字を以て記録を作られたいとの一條を引用し、

據此疏可見。滿文老檔爲開國期唯一的官撰記錄。譯本似卽著手於此時。(太宗實錄、順治六年復修。見攝政王勅諭。現存歷史博物館)

と書いてあることである。徐氏は滿文老檔の漢譯が天聰六年楊方輿の上疏以後に着手せられ、このものが卽ち順治六年の攝政王の勅諭に見える太宗實錄であると考へた様である。太宗實錄の纂修に就いては、更に順治六年の復修といふ記録を加へて一層紛雜したかに思はれる。然し徐氏の考へ方は直ちに承服し得るものではない。世祖實錄中、太宗實錄纂修に關する順治六年の記載は兎も角としても、同八、九年の記載を無視して顧みず、滿文老檔の漢譯本が作られてゐたといふことにも果して明證があるのかどうか。その様なものがありそうにもない。叙氏の考へ方は楊方輿の上疏と攝政王の勅諭とを結んで、滿文老檔の漢譯本卽太宗實錄と早斷したかに思はれる。

今、攝政王の勅諭といふのが如何なるものか、その文面を知り得ないのは遺憾であるが、然し私はこの勅諭の中に見える太宗實錄なるものが實は眞に實錄を稱し得べきものでなかつたと考へる。世祖實錄(康熙修)順治八年二月の條に記載された剛林の罪狀中に又

又將盛京所錄太宗史冊在々改抹一案。訊之剛林。據云。纂修之時。遇應增者增。應減者減。刪改是實。舊稿尙存。

との一案がある。剛林は太祖實録の一部を塗改する他、太宗史冊なるものにも亦改抹の手を加へたわけであるが、こゝにいふ太宗史冊なるものこそ實は攝政王の勅諭中に太宗實録の名稱を以て呼ばれてゐるものに他ならぬのではあるまいか。太宗史冊の性質は分明でないが、盛京時の記録であるといへば、先づは滿文老檔と考へられよう。滿文老檔を以て實録と稱すること別段不思議でないことは、已に之を第一節に述べた。而して順治六年に、この太宗史冊なるものの整理に着手したのである。剛林は當時、そのことを任命せられた一人であり、後、その改抹が罪狀の一端に數へらるゝに至つたわけである。世祖實録に纂修といひ、攝政王勅諭に復修といふとも、かゝる種類の記録整理を指していふには、何れも該當せしめ得べき言葉であるとせられよう。

かくて、實際の太宗實録の纂修は、順治九年に至つて始めて開始せられたものと解するのである。尤も世祖實録の記載によれば、順治六年の纂修記事には范文程以下五人からの總裁官名を連ね、果して單なる整理といひ得る程のものかどうか。正式に纂修の命が下つたのは、順治九年のことであつたにしても、或ひは已に順治六年の頃から行續せられた纂修事業ではなかつたか。尙疑を存して後考を俟つ餘地がある。

順治以後、滿文老檔系統を受けた記録が無いのは、今日傳存しないのではなく、實際最早やこの種の記録は編纂されなかつたのであらう。それは、順治二年には、已に明史の編纂にも着手してゐる程であり、清朝で採つて以て範として明代の記録法が充分明瞭であつた故と考へられる。明季六曹の制の採用は順治六年に始まることであつたにしても、順治元年には已に内外官公署の奏疏を編纂してゐたこと、數年前北平で影印刊行された「順治元年内外官公署奏疏」の一冊によつて察知するに足る可く、この書の内容は實は順治元年七月の一ヶ月分だけのものであるけれ共、この當時已に奏疏の編纂に意を用ひ、而もそれが後年に於けるが如く大體月に一冊を成す程のものであつたことも知られる。^⑥これが又、内閣舊檔輯刊によると、順治二年には、「刑科造完五月分紅本數目文冊」あり、順治五年には「吏科造完五年三月分繳本文冊」なるものの存することが記載されてゐる。記録作製の方法の更に細密に進んだことを窺ひ得べく、此等の事實によつて考ふれば、順治代にはその初年から已に略、六科史書の記録編纂があつたと見てもよい様である。三度びこゝに順治八年剛林罪狀中の一案を擧げるが、それは、

又學士馬爾都・蔣赫德・葉成格・侍讀鄭庫納等所言。取肅親王福金之事。前于史檔內未書。于二月內補載原處一案。訊之。剛林據云。和碩鄭親王・和碩巽親王・和碩端重親王・和碩敬謹親王謂我

等曰。睿王在時。凡其所行悖逆。未經記載者。可增入。故不告之于衆。我等自寫。是實。

との一條である。こゝに見える史檔といふのも上述する如き類ひの記録と考へられる。肅親王福金のことは、當時攝政王の罪狀を數へた一つに「又構陷威儀使肅親王不得其死。遂納其妃」(東華錄)或ひは「取肅王妃並諸子」(實錄探要)とあるもので、現在の實錄や東華錄には、如斯く記録されてゐるから、これは剛林補載の條を傳へない簡略な記事であるか、又は史檔と實錄との編纂時の相違から、延びて其の記載を是認するに至るまでの相違を來たしたものであらう。

實施には至らなかつた様であるが、^①順治十二年には、清朝最初の起居注官も議に上つてゐる。即ち世祖實錄順治十二年二月壬戌の條に、

和碩鄭親王濟爾哈朗上言。(中略)抑臣更有請者。垂休典謨。光昭令德。莫要于設立史館。皇上統一中原。事々欲爲。必以堯舜爲法。但起居注官一官。尙未設立。凡古之聖帝明王。惟有進君子。退小人。順天心。合民志。措天下于太平。垂鴻名于萬世。良于史臣有賴。今宜倣古制。特設記注官。置之于左右。凡皇上嘉言善行。一一記載。以垂憲萬世。傳之無窮。亦治道之一助也。上嘉其言。

と見えるものであるが、こゝに謂ふ起居注とは、已に實錄若しくは日歷との差異を分明にした記録であること勿論で、明季最も完全であると考へられた記録方法であり、^②その完全なる實行は康熙に入

るとは云へ、こゝに到つて全く明代の實錄編纂法にまで到達したことを見るであらう。

前述する如く太宗實錄の纂修開始は、大體に於て順治九年正月のことであつたと私は考へるのであるが、該纂修開始時の上諭に見て、その規模が前代より如何に整へられ増大せられたかを見るに難くないであらう。太宗實錄の事實上の纂修官は全く不明であるに拘はらず（希福、剛林等は實際は總裁宮の位置にあつたものであらう。）今次の實錄纂修に至つては、總裁以下纂修官に至るまで一切が明記され、且つその實際に纂修にあたる所の人々が殆んど漢人であるといふことも興味ある事實で、これによつて、太祖實錄の纂修事務も漢人が主體となつたのではないかといふ推測に一つの依據を提供することにもなつた。

太宗實錄纂修の第一總裁官であつた希福は、順治九年に急卒したが、該實錄は同十二年に至つて一先づ完成を告げた様である。確言し得ないのは、これが告成に關する明瞭な記録が何處にもなくて、たゞ世祖實錄、順治十二年二年丁卯の條に、

內翰林國史院侍讀黃机言。亦古仁聖之君必祖述前謨。以昭一代文明之治。年來纂修太祖太宗實錄告成。伏乞皇上特命諸臣。細加考訂。凡此所載嘉言懿行善政良法。宜倣貞觀政要及洪武實訓諸書。輯成治典。恭候皇上御定洪名。頒行天下。尤重皇上朝夕省覽身體而力行之。下所司議。

との記事があり、之によつて推測し得るものに過ぎないからである。かの太祖實錄の完成進呈にすら堂々數十行にわたる文字が残されてゐるのに、この太宗實錄の順治九年編纂開始の花々しい記録にも似ず、之が告成に關する何等の記録も見られないといふことは聊か訝しいので、黄机の言に告成とはあるが、それを以て正式に皇帝に進上し祕庫に藏す可きものとは、猶なし能はなかつたに相違ない。その證は、康熙二十一年纂修の太宗實錄序に、

洪惟皇祖勳德隆盛。應有記載。昭示來茲。舊編實錄六十有五卷。皇老世祖章皇帝嘗命和碩鄭親王等。

重加校閱。未及蕝事。朕嗣服丕基。仰承遺志。特命儒臣。蒐討訂正。纂輯成編。卷帙如舊。

とあるによつて見る可く、又その進實錄表中にも、

文廟一朝實錄。曾經章皇帝申命重編。未告成書。特開史局于康熙十二年八月。命臣圖海爲監修總裁

官。臣勒德洪臣明珠臣李蔚臣杜立德臣馮溥爲總裁官。(中略)屢經讐勘。遂歷歲。恭成太宗文皇帝實

錄。合目錄凡例滿洲蒙古漢文各六十七卷。繕寫進呈。(中略)康熙廿一年 月 日 光祿大夫禮部尙

書武英殿大學士臣覺羅勒德洪等謹上表。

とあつて、太宗實錄完修に至るまでの経緯を述べ、順治帝の時には結局眞の完成といふ迄には至らなかつたことを知り得る。而して和碩鄭親王濟爾哈朗は、順治十二年五月に薨じてゐるから、順治時の纂修事業は、この時を以て打ち切られたものと考へなければならぬ。同親王の重修事業が何時始ま

り、又幾何程度にまで進行したものは、もとより明瞭でないが、恐らく黄机の上奏のあつた十二年二月頃に一と先づ完成し、其後を繼いで更に同親王等の重修が開始せられたものではあるまいか。同親王が太宗實錄に校閲を加へたといふ記事は、世祖實錄や其他同親王の傳(清史稿、清史列傳)などには見當らないけれ共、記録に對して理解の深い人であつたらしく、順治十二年二月に起居注の設置を奏請したことは、さきに記した。

康熙修太宗實錄の序文によれば、順治時に出來上つてゐた太宗實錄は六十五卷本でなければならぬ。然るに、こゝに故宮實錄庫の所藏として、四十卷本(付序目錄一卷)太宗實錄の所傳が傳へられてゐる。^⑨ 文献館現存清代實錄總目によると、同實錄は順治九年初纂の同十二年告成のもので、監修總裁官は希福、范文程、洪承疇、額色黑、寧完我等であり、尙その告成年月日に就いては、『告成年月各書多無記載。據光緒會典事例卷一〇四九載順治十二年上諭云……太宗文皇帝……實錄業已告成』據此則其告成期至遲當在順治十二年以前』と考證してゐる。四十卷本が順治十二年以前に出來たものであることは間違ひないであらうが、然し康熙修本の序文に據る限り順治纂修の實錄は已に六十五卷の體を成してゐた筈であるから、四十卷本は六十五卷本以前のもの。それが順治十年に出來たのか十一年に出來たのかは皆目不明であるけれ共、兎も角纂修初期に成るものと考へられるであらう。^⑩ 康熙修本の序文では、鄭親王等が校閲を加へる以前に已に六十五卷本は出來てゐた様であるから、同親王等の入

手によつて、四十卷本が六十五卷本となつたものではあるまい。又前記の序文中には見えてゐないけれども、康熙六年にも太宗實錄には若干の手入れが施されてゐる。然しこれは主として滿漢文の對校事業であつて、而もそれすら幾何も進捗しなかつた様子である。且つこの時に四十卷本が六十五卷本になつたなどいふ痕跡は全く存しない。

康熙六年對校のことは、聖祖實錄、康熙六年十一月癸亥の條に、
命內祕書院大學士班布爾善等校對太宗文皇帝實錄。

とあるのであるが、この事實は先年内閣大庫中で發見された一檔案によつて一層詳細に知らるゝに至つた。即ち^⑩

題爲請旨事。康熙六年十一月十二日皇上召臣等至內殿諭。前修太宗文皇帝實錄內有字義未當。姓名舛錯者。可詳閱具奏。臣等欽遵諭旨。將第一套滿字五卷另行騰錄。應更改者更改繕寫。恭呈御覽。訖。〔嗣因〕今臣等續改第二套將原檔〔陸續〕與〔原〕前修〔副本〕實錄詳加校勘。不惟字義未當姓名舛錯。且有前後顛倒者。有〔原檔所載〕於例應存而遺漏者。有瑣屑事務例不應書而書者。有一事前後重複者。〔有不書于支止書年月日者〕至于年日于支並未書載〔有〕且滿漢文對勘。有詞義舛錯不合者。有〔滿漢〕嗣義雖合而漢文近於俚俗。〔且〕並語氣未順者。實錄一書載我太宗文皇帝聖德神功。垂憲〔後〕萬世。〔實〕允係大典。諸如此類。〔似〕應增應損。似應重修。前雖未經騰寫正本告成。然已繕副本進呈御覽。臣等未

奉〔上諭〕諭旨不便〔輒〕擅行更改。應否重修。伏候上裁。謹題請旨。

と記されてゐるものである。然しこの年十月には、世祖實録の編纂事業が開始せられてゐるので、實際はこの方は立ち消えの形であつたと覺しく、ために世祖實録完成の翌康熙十二年、特に太宗實録重修の史局が開かれたものと思はれ、康熙修本の序文中、この對勘事業に就いて何の言及もないのは、言及に値ひせぬ程のことに過ぎなかつたからであらう。而も右檔案は、太宗實録の纂修を考へるには、重要な資料であつて、これによつて順治纂修の太宗實録が尠くとも滿漢二體から成つてゐたことが明瞭となり、滿文實録が其の主たるものであつたことも略々推察される。(但しこのことと、漢人が實録編纂の實際的指導的立場にあつたらうといふことは別個の問題である。)原檔といふのは恐らく滿文老檔其他滿漢文の檔案類を指すものであらう。

順治纂修の滿文或ひは蒙文實録は、今日迄未だ發見されたとの報を聞かぬ。但し康熙修本としては、文献館目錄に漢、滿、蒙文實録各六十五卷(付、序目錄一卷)が擧げられてゐる。(未完)

① 明實錄萬曆三年二月丙申の條參照。

② 內閣舊檔輯刊。

③ 靑丘學叢第十號六〇頁。(塗改本清太祖實錄殘卷及び其の年代)

④ 順治六年纂修の實録に就いては、故宮博物院文献館發行の「崇徳七八年分朝鮮國王來書」の敘言中に、

崇徳七八年分朝鮮國王來書。爲清內閣大庫所藏盛京漢文舊檔之一。(中略)改本館藏順治六年修本清太宗實錄所載崇徳間朝鮮

事件。如倭情・禁約・處決控參人犯・科斷守令罪名等吞。均載全文。與此書所錄。大同小異。餘如朝貢。慶賀等事。雖不著表箋原文。亦均誌其實實。足徵實錄纂修之時。曾經引用此書。則此書之由盛京移來。當在順治初年。

と記してゐるが、何によつて順治六年の纂修本としたのが明瞭でない。「朝鮮國王來書」以後の發刊になる同館の清實錄目錄には、この順治六年纂修本のあることを言はないから、或ひはその誤りであつたことを認定したものか。又同じく最近同館發刊の文獻叢編第廿、後付の同館廿三年九月分工作報告中に、「本館前擬刊印清太宗實錄。以館藏各種不同之本互相校勘。工作未竟。實錄與檔案同時南遷。事遂中輟。本月始陸續進行。前已工作者。計有十九卷。爲順治初纂本與康熙朝改纂之稿本互校者。現將已校之稿。依次繕清。本月底止已繕至第十六卷。並鈔錄本館現在乾隆朝改纂之本第一卷。備作互校之用」とあり、何れにしても順治初纂本と稱するものが、近く刊行になる筈であるから、詳細なる研究は今後に俟つこととする。

⑤ 明清史料第一編卷頭所載。

⑥ 尤も奏疏の編纂は已に太宗時に行はれたと見る可く、漢文奏疏稿の如きその一つであらうが、然しまたこゝには、月によつて冊を成すとか、年によつてあつめるとか、規制の下に編纂せられたあとを見る事が出来ない。但し又、順治に入つてから、明瞭に明制の模倣であるといはれるのもないので、順治の内外官公署奏疏の如きは已に崇德頃に出てゐたものかも知れない。

⑦ 清朝の起居注設置は康熙九年のこととされてゐる。(清會典起居注官の條、清史稿職官志)

⑧ 「明の起居注に就いて」參照。

⑨ 云ふ迄もなく、この巻数は天命十一年八月から崇德八年八月に至る太宗全朝に亘る全き完數である。詳しくは、文獻館現存實錄總目參照のこと。

⑩ このことに就いては、尙第四節太宗實錄殘稿に就いての項參照。

⑪ 文獻館現存清代實錄總目三頁より引用。

⑫ この檔案は徐中舒の、「内閣檔案之由來及其整理」中に引用されてゐるのみで、他に見るを得ないので、それに従つておいたが、このうちに、括弧したり小文字であつたりする部分は如何なる意味か。叙氏が勝手に付したものか。何とも斷り書きがないので判明しない。然し私が今こゝで述べようとするには大して差支へないので、兎も角叙氏の記す所のまゝ寫しておいた。